

- 3 試験科目
解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成15年3月までに修業する見込みの者を含む。)
 - (2) 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成15年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
 - (3) 保健師助産師看護師法第21条第1号、第2号又は第4号に該当する者(平成15年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
 - (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、保健師助産師看護師法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
 - (1) 受付期間
平成15年1月6日(月)から平成15年1月10日(金)まで
受付時間は、午前8時30分から午後6時まで
郵送の場合は、平成15年1月10日(金)までの消印のあるものを受け付ける。
 - (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部医務福祉課又は各地域振興局保健福祉環境部(保健所)
郵送の場合は、140円切手を同封し熊本県健康福祉部医務福祉課へ請求すること。
 - (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部医務福祉課看護係
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。
 - (4) 提出書類等
 - ア 平成15年熊本県准看護師試験申込書
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - (ア) 4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で修業又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成15年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
 - (イ) 4の受験資格(4)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。
 - ウ 受験料
6,900円(申込書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼ること。)
 - (ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。
 - (イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。
 - (5) 受験票の交付
受験票は、平成15年2月5日(水)までに郵送により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医務福祉課看護係まで問い合わせること。
 - (6) 試験申込書の記入上の注意点
試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。
 - ア 試験申込書に記入する氏名は、戸籍(外国人の場合は、外国人登録証明書)に記載されている文字を使用すること。
 - イ 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票に貼り、写真票の所定の事項を記入すること。
 - ウ 写真票の裏面には、50円切手を貼ること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
- 6 合格者の発表
試験の合格者は、平成15年3月14日(金)午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部(保健所)に掲示する。
また、受験者には、合否の結果を郵送により通知する。
- 7 口頭による個人情報の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。
 - (1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月
 - (2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医務福祉課
 - (3) 開示を行う内容 総合得点
※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。
- 8 その他
4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で、修学見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものについては、平成15年3月10日(月)までに修業証明書又は卒